部を改正する条例をここに公布する。 奈良県議会議員の議員報酬額、 費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第七十号

奈良県議会議員の議員報 酬額、 費用 弁償額及び期末手当の 額並 びにその支給条例

の一部を改正する条例

和三十一年十月奈良県条例第四十号) 奈良県議会議員の議員報酬額、 費用 の一部を次 弁償額及び 期末手当の額並びにその支給条例 のように改正する。 韶

応じ、 生じたときは、 に係る部分に限る。 第八条第一項第二号中 同号ア及び それぞれア又はイに定めるところにより算定 これを百円に切り上げた額) イを削り、 を除く。 次の 同条第二項中 ア又は 」を削る。 1 -に掲げ (宿泊料、 \sqsubseteq を 一 る招集地から居住地まで キロ た額 食卓料及び着後手当(宿泊料定額 メ (その 1 額に百円 ル K つき二十円」 \mathcal{O} 未満 距離 の端数が \mathcal{O} 区 分に

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。